

10.1.5 景 観

1. 主要な眺望点及び景観資源並びに
主要な眺望景観

10.1.5 景観

1. 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観

(1) 調査結果の概要

① 主要な眺望点

イ. 文献その他の資料調査

(イ) 調査地域

対象事業実施区域の周辺約5kmの範囲内とした。

(ロ) 調査方法

主要な眺望点候補地として、調査範囲内に存在し、地元住民をはじめ不特定多数の人の利用があり、主に野外レクリエーションや自然探勝等を目的として利用されている施設や場所、地元住民にとって身近な場所、周辺視界が開けた公共の場所等について、観光パンフレット、自治体のホームページ等の既存資料より抽出し、その概要を整理した。使用した既存資料は以下のとおりである。

- ・「第3回自然環境保全基礎調査 山口県自然環境情報図」（環境庁、平成元年）
- ・「山口県自然公園・公園区域図」（山口県HP、令和7年12月閲覧）
- ・「環境アセスメントデータベースEADAS」（環境省HP、令和7年12月閲覧）
- ・「全国観光情報データベース」（公益社団法人日本観光振興協会HP、令和7年12月閲覧）
- ・「やまぐち風景づくり特選～みんなで選んだ108景観～（改訂版）」（山口県HP、令和7年12月閲覧）
- ・「山口県の文化財」（山口県HP、令和7年12月閲覧）
- ・「山口県内の自然公園について」（山口県HP、令和7年12月閲覧）
- ・「おいでませやまぐちへ 山口県観光サイト」（一般社団法人山口県観光連盟HP、令和7年12月閲覧）
- ・「ふるさと柳井市100景」（柳井市HP、令和7年12月閲覧）
- ・「柳井市の文化財」（柳井市HP、令和7年12月閲覧）
- ・「柳井市観光パンフレット」（柳井市HP、令和7年12月閲覧）
- ・「やない～ね旅」（柳井市観光協会HP、令和7年12月閲覧）
- ・「夢街道ルネサンス～やない美ゅーロードマップ」（国土交通省中国地方整備局HP、令和7年12月閲覧）
- ・「平生町【公式】地域情報ポータルサイト観光パンフレット」（平生町観光協会HP、令和7年12月閲覧）
- ・「平生町の文化財」（平生町HP、令和7年12月閲覧）

(ハ) 調査結果

調査の結果、12地点を主要な眺望点候補地として抽出した。抽出した主要な眺望点候補地の位置及びその概要は第10.1.5-1図及び第10.1.5-1表のとおりである。

第10.1.5-1図 主要な眺望点候補地点の位置



凡 例

- 主要な眺望点候補地点 (12地点)
注：図中の番号は、第10.1.5-1表に対応する。

第 10.1.5-1 表(1) 主要な眺望点候補地の諸元

図中 番号	名 称	方向	距離 (km)	利用 形態	既設設備の 視認性	概 要	景観 区分	法指定 状況
1	琴石山	北東	約3.2	レク	○	柳井市で2番目に高い山で、山頂を連ねる三ヶ嶽とは登山ルートでつながっており、ハイキング・トレッキングコースとして人気。晴れた日には山頂から四国や九州も見渡せる。山中にはヤマザクラやヤブツバキなども自生し、花の時期には野生の草木を見ることが出来る。	中景	—
2	柳井茶臼山古墳	北北東	約1.5	観光	○	周防灘を望む標高約80mの丘陵上にあり、古墳時代前期末(4世紀末)に地山を削り出して造られた前方後円墳。全長約90mで山口県では平生町の白鳥古墳に次ぐ大きさである。	中景	国指定 史跡
3	サザンセト伊保庄 マリンパーク	南	約1.3	レク	○	330mの白浜に沿ってヤシの木が並ぶ南欧風の海浜公園。夏の海水浴客だけでなく、ドライブやピクニックなど一年を通じて市民や観光客に利用されている。	中景	—
4	やない美ゆーロード	北東	約1.9	生活	○	市街地へのアクセス改善のため、大島住吉地区から柳井上田地区までを整備した約6.6kmの農道。農道からは棚田やみかん畑、柳井湾などが見渡せる。	中景	—
5	般若寺	南西	約2.3	観光	×	山口県平生町にあり、1,400年前に般若姫を弔うために建てられた古刹。瀬戸内海は重要な航路であり、船が無事に通過するための燈台として崇められた。	中景	—
6	柳井～松山航路	東北東	約1.8	生活	○	柳井と愛媛県松山を約2時間30分で結ぶフェリー航路。柳井港から出航し、柳井発電所の東側を航行する際に発電所海側のほぼ全容が眺望できる。	近景	—
7	大島ふれあいビーチ	東北東	約3.8	レク	×	総延長160mの人工海水浴場。国道188号線沿いでアクセスも良く、正面に大島大橋と屋代大島を望める風光明媚な海水浴場として人気がある。	中景	—
8	大星山展望台	南南西	約5.3	観光	×	標高438mの大星山頂上にある展望台で、南瀬戸内海を一望できる。瀬戸内海の島々や、天気良ければ遠くは九州国東半島・四国まで望むことができる。	遠景	—
9	誓光寺山公園	北西	約2.3	観光	○	白壁のまちなみの近くに位置する標高約15mの山頂にあり、市民には桜の名所として親しまれている。誓光寺山公園から妻入りの家並みや周辺の景観に配慮された街路空間を眺望できる。	中景	—
10	アデリーホシパーク (柳井ウエルネスパーク)	北西	約5.1	レク	○	柳井市の市街地北側の高台にある多目的公園を備えたスポーツ施設。豊かな自然環境の中に整備され、休日には家族連れやグループで賑う。	遠景	—

第 10.1.5-1 表(2) 主要な眺望点候補地の諸元

図中 番号	名 称	方向	距離 (km)	利用 形態	既設設備の 視認性	概 要	景観 区分	法指定 状況
11	柳井港	北東	約0.9	生活	○	柳井発電所東側に近接する地方港湾で、発電所を間近に見ることができる。古くから柳井市を中心とする地域の拠点として、また、四国や周辺の島々との連絡基地としても重要な役割を果たしている。	近景	—
12	柳井発電所構内	—	約0.2	レク	○	柳井発電所構内の一般開放エリア「エネルギーランド」ではエネルギーについて体験しながら学ぶコーナーがあり、「ふれあい広場」には多目的グラウンド、テニスコート、四季の公園などの憩いの場が整備されている。	近景	—

- 注：1. 図中番号は、第10.1.5-1図の番号に対応する。
 2. 「方向」は対象事業実施区域から見た主要な眺望点候補地の方向を、「距離」は対象事業実施区域の中心から主要な眺望点候補地までの直線距離を示す。
 3. 「利用形態」の内容は以下のとおりである。
 観光：主に観光を目的として利用される地点
 レク：主にスポーツ、釣り、海水浴等のレクリエーションを行うことを目的として利用される地点
 生活：主に日常生活の中で利用される地点
 4. 「既設設備の視認性」は、現地踏査により確認した既設の発電設備の視認状況で、その内容は以下のとおりである。
 ○：煙突及び建屋が見える
 △：煙突のみ見える
 ×：煙突、建物とも見えない
 5. 景観区分は、「景観工学」（日本まちづくり協会編 平成13年）に基づき、対象事業実施区域からの距離により区分した。
 近景：約1km以内、中景：約1～5km、遠景：約5～10km

「やまぐち風景づくり特選～みんなで選んだ108景観～（改訂版）」（山口県HP、令和7年12月閲覧）
 「ふるさと柳井市100景」（柳井市HP、令和7年12月閲覧）
 「柳井市観光パンフレット」（柳井市HP、令和7年12月閲覧）
 「夢街道ルネサンス～やない美ゅーロードマップ」
 （国土交通省中国地方整備局HP、令和7年12月閲覧）

より作成

ロ. 発電所可視領域の検討

(イ) 検討方法

対象事業実施区域の周辺約5kmの範囲内において、メッシュ標高データ（「基盤地図情報数値標高モデル（5mメッシュ）」（国土地理院））を用いて、GISソフトによる解析を行った。解析にあたっては、発電所計画設備のうち最も視認しやすい構造物である発電所煙突（高さ80m）が視認される可能性がある領域を可視領域として検討した。

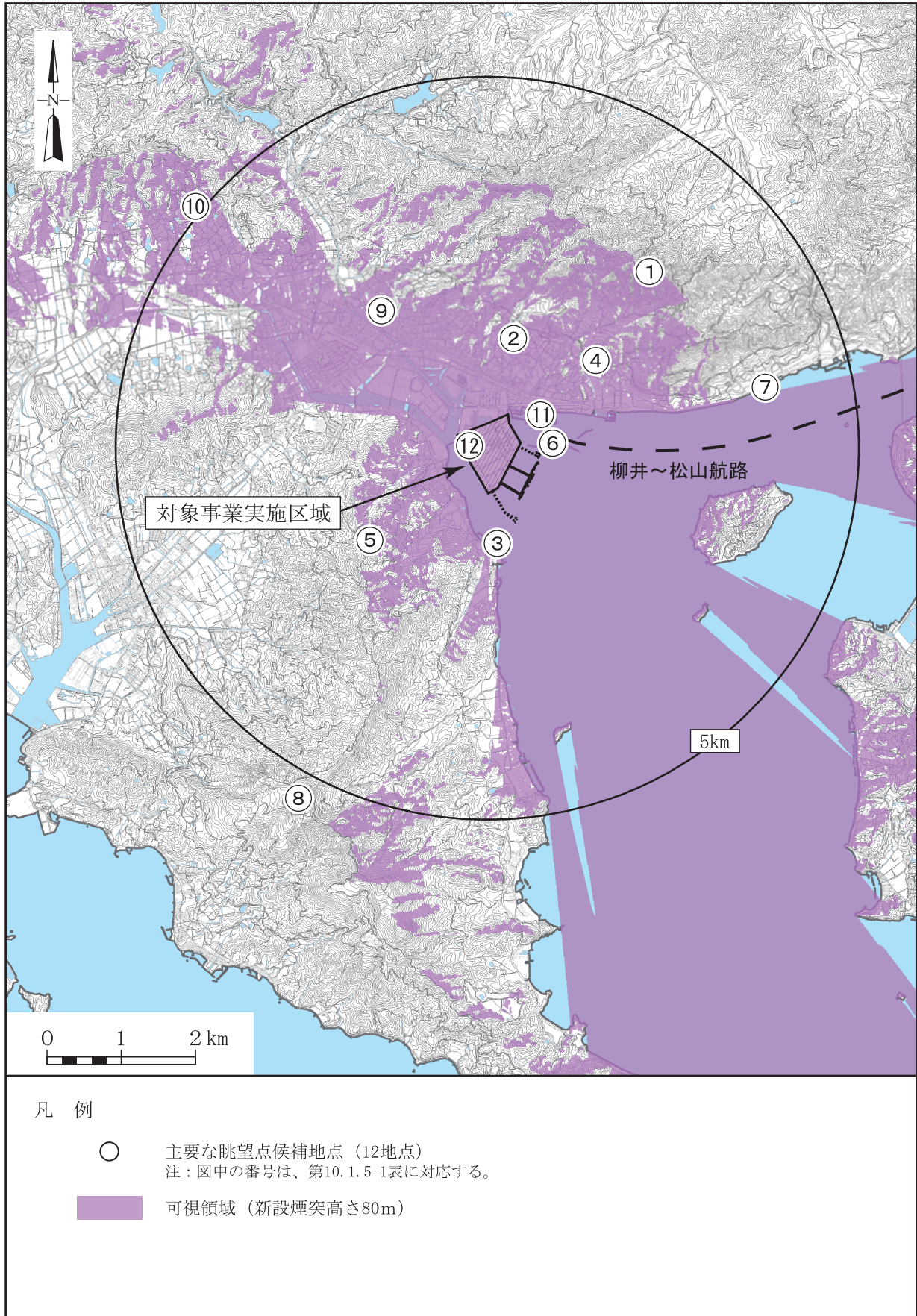
(ロ) 検討結果

新設煙突の可視領域は第10.1.5-2図のとおりである。

海域からは、笠佐島などの島影を除けばほぼ全域から視認可能である。陸域からは対象事業実施区域の北側の高台や周辺の標高の高い山の山頂、南側の海岸等から視認可能である。

なお、図示した範囲は、人工構造物や樹木等による視野の遮蔽を考慮していない。

第10.1.5-2図 新規煙突の可視領域



② 景観資源の状況

イ. 文献その他の資料調査

(イ) 調査地域

対象事業実施区域の周辺約5kmの範囲内とした。

(ロ) 調査方法

調査地域内に存在する自然景観資源及び人文景観資源について、「やまぐち風景づくり特選～みんなで選んだ108景観～（改訂版）」（山口県HP）、「ふるさと柳井市100景」（柳井市HP）、「柳井市の文化財」（柳井市HP）等の既存資料により整理した。

(ハ) 調査結果

景観資源の位置は第10.1.5-3図、その概要は第10.1.5-2表のとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺の人文景観資源としては、国指定有形登録文化財の柳井市町並み資料館、国指定重要文化財の国森家住宅、国指定史跡の茶臼山古墳、山口県指定有形民俗文化財の小田家の生活用具・商屋資料・町屋、国指定伝統的建造物群保存地区の柳井市古市・金屋伝統的建造物群保存地区、市指定史跡の僧月性史跡がある。また、自然景観資源としては、国天然記念物に指定されている余田臥竜梅、市天然記念物に指定されている琴石山のヤマザクラ、伊保庄賀茂神社の社叢がある。

なお、対象事業実施区域内に景観資源は確認されなかった。

第10.1.5-3図 景観資源の位置



第 10. 1. 5-2 表(1) 景観資源の概要

区分	図中番号	名称	資源特性及び利用状況	方向 距離	景観検討対象物と景観資源を同時に視認できる可能性がある 主要な眺望点候補地
人文景観資源	1	柳井市町並み資料館	令和2年国指定登録有形文化財(建造物) 明治40年に周防銀行本店として建築され、当時の銀行の重厚な姿を今日に伝える数少ない建物のひとつ。町並み資料館として町並み保存地区の町や模型を展示している。 	北西 約2.3km	—
	2	国森家住宅	昭和49年国指定重要文化財 吉川藩屈指の商業都市柳井津において油の製造、販売を営んでいた商家。18世紀後半に建てられたもので、江戸時代中期の豪商の家造りの典型として国の重要文化財に指定されている。細部まで往時のままに保存されており、内部見学も可能。当時の商人の暮らしぶりを垣間見ることができる。 	北西 約2.4km	—
	3	茶臼山古墳	昭和23年国指定史跡 4世紀末から5世紀初めに造られた、全長90mの前方後円墳。現在、国史跡に指定され、古墳公園として整備されている。古墳に登ることができ、墳頂からの眺めはとてよく、柳井の市街地や瀬戸内海の島々を一望できる。 	北北東 約1.5km	—
	4	小田家の生活用具・商屋資料・町屋	昭和54年県指定有形民俗文化財 小田家は商都柳井津町で大年寄格を代々勤めた代表的な商人である。小田家代々の使用してきた生活用具1,553点、文書1,011点、町家、主家ほか10棟のすべてが県の有形民俗文化財に指定されている。 復元が完了した妻入り二階建て白壁造りの主屋をはじめ、その他の建物をそのまま利用して、これらの用具を展示し「商家博物館・むろやの園」として一般公開されている。 	北西 約2.3km	—

第 10. 1. 5-2 表(2) 景観資源の概要

区分	図中番号	名称	資源特性及び利用状況	方向 距離	景観検討対象物と景観資源を同時に視認できる可能性がある 主要な眺望点候補地
人文景観資源	5	柳井市古市・金屋伝統的建物群保存地区	昭和59年国指定伝統的建造物群保存地区 東西に通じる約200mの町並みで、細かい通りの南北両側に、江戸時代中期から明治初期にかけての伝統的建造物が立ち並んでいる。 建造物群の中には、江戸中期以前の建物のほか、重要文化財の国森家をはじめ、小田家・佐川家など近世柳井商人の活躍を物語る典型的な町家がある。 	北西 約2.4km	—
	6	僧月性史跡	昭和54年市指定史跡 僧月性は1817年に妙円寺に生まれた僧侶、思想家。 妙円寺に立つ僧月性墓、月性が建立した私塾清狂草堂のレプリカ、顕彰碑が柳井市史跡に指定されている。 	東北東 約2.1km	—
自然景観資源	7	余田臥竜梅	昭和8年国指定天然記念物 紅がく、白花、一重の小輪の野生梅で、室町時代のもので伝えられている。枝があたかも龍が這っている姿に似ていることから臥竜梅と名づけられた。現在、原木は枯れてしまったが、そこから四方に伸びた枝が地について独立株となった11本の飛び梅がある。 	西北西 約4.2km	—
	8	琴石山のヤマザクラ	平成19年市指定天然記念物 山口県内では有数の巨樹であり、愛宕社への参詣者をはじめ琴石山登山者、地元民から古来より親しまれている古木。2本とも枝張りが周囲10m内外あり、4月10日前後の満開時には遠く柳井港からも眺望でき、多くの人々から知られている。 	北東 約2.6km	—

③ 主要な眺望景観の状況

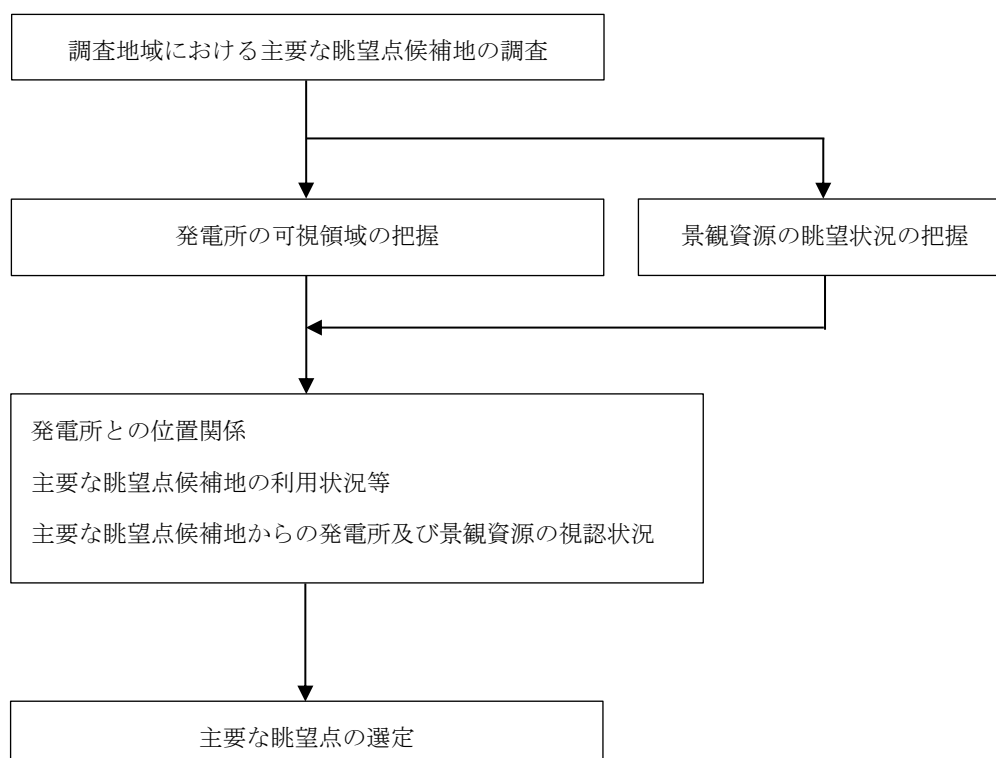
イ. 主要な眺望点の選定

(イ) 選定方法

主要な眺望点の選定については、「①主要な眺望点 イ. 文献その他の資料調査」の調査結果で抽出された主要な眺望点候補地について、「①主要な眺望点 ロ. 発電所可視領域の検討」で検討した発電所煙突の可視領域等を考慮し、選定した。

主要な眺望点の選定フローは第10.1.5-4図のとおりである。

第10.1.5-4図 主要な眺望点の選定フロー



(ロ) 選定結果

第10.1.5-4図のフローに従い、琴石山、柳井茶臼山古墳、サザンセット伊保庄マリパーク、やない美ゅーロード、柳井～松山航路、誓光寺山公園、アデリーホシパーク（柳井ウェルネスパーク）、柳井港、柳井発電所構内の9地点を主要な眺望点として選定した。

主要な眺望点の位置は第10.1.5-5図、選定理由は第10.1.5-3表のとおりである。

第10.1.5-5図 主要な眺望点の位置



第 10. 1. 5-3 表 主要な眺望点の選定理由

図中 番号	名 称	方 向	利用 形態	景観 区分	距 離 (km)	選定理由
1	琴石山	北東	レク	中景	約3.2	<ul style="list-style-type: none"> ・山頂から煙突及び建屋の全景が視認可能である。 ・標高545mの頂上からは眼下に既設発電設備と瀬戸内海の多島美が一望できる。 ・登山道は起伏に富み、ハイキングコースとして人気である。
2	柳井茶臼山古墳	北北東	観光	中景	約1.5	<ul style="list-style-type: none"> ・墳頂から煙突及び建屋のほぼ全容が視認可能である。 ・古墳公園として整備されており、花見や散策などレクリエーションの場としても利用がある。
3	サザンセット伊保庄 マリンパーク	南	観光	中景	約1.3	<ul style="list-style-type: none"> ・煙突及び建屋が視認可能である。 ・夏の海水浴シーズンだけでなく、一年を通じて散策や観光に利用されている。
4	やない美ゆーロード	北東	生活	中景	約1.9	<ul style="list-style-type: none"> ・煙突及び建屋の一部が視認可能である。 ・駐車場に設けられた東屋からは、既設発電設備と大島瀬戸が眺望できる。
5	柳井～松山航路	東北東	生活	中景	約1.8	<ul style="list-style-type: none"> ・海上からの視点であり、海に面した面のほぼ全容が視認可能である。 ・柳井市と愛媛県松山市をつなぐフェリー航路で、広く一般の人に利用されている。
6	誓光寺山公園	北西	観光	中景	約2.3	<ul style="list-style-type: none"> ・煙突のほぼ全容と建屋の一部が視認可能である。 ・鐘つき堂のある頂上からは、市街地越しに既設発電所が視認できる。
7	アデリーホシパーク (柳井ウエルネス パーク)	北西	レク	遠景	約5.1	<ul style="list-style-type: none"> ・遠方に煙突及び建屋の一部が視認可能である。 ・柳井市を一望できる高台に位置する多目的公園で、テニスコート、ウォーキングコース、大型遊具等が整備され、多くの人に利用されている。
8	柳井港	北東	生活	近景	約0.9	<ul style="list-style-type: none"> ・柳井港～三津浜港の発着港であり、多くの人に利用されている。 ・柳井港からの夕景が「ふるさと柳井市100景」に選定されるなど、地元住民にとって柳井港から見る発電所が身近な景観となっている。
9	柳井発電所構内	-	レク	近景	約0.2	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所構内の一般開放エリアには多目的グラウンド、テニスコート、四季の公園などの憩いの場が整備されている。 ・計画地点近傍からの視点場として選定する。

- 注：1. 図中番号は、第10.1.5-5図の番号に対応する。
 2. 「方向」は対象事業実施区域から見た主要な眺望点の方向を、「距離」は対象事業実施区域の中心から主要な眺望点までの直線距離を示す。
 3. 「利用形態」の内容は以下のとおりである。
 観光：主に観光を目的として利用される地点
 レク：主にスポーツ、釣り、海水浴等のレクリエーションを行うことを目的として利用される地点
 生活：主に日常生活の中で利用される地点
 4. 景観区分は、「景観工学」（日本まちづくり協会編 平成13年）に基づき、対象事業実施区域からの距離により区分した。
 近景：約1km以内、中景：約1～5km、遠景：約5～10km

ロ. 現地調査

(イ) 調査地域

対象事業実施区域を中心とした半径約5kmの範囲とした。

(ロ) 調査地点

調査地域内に位置する主要な眺望点の9地点とした(第10.1.5-5図)。

(ハ) 調査期間

秋季：令和6年11月5日～7日

春季：令和7年3月25日、26日

夏季：令和7年7月22日、25日

(ニ) 調査方法

主要な眺望景観の状況について、現地踏査による目視確認及び視認状況の写真撮影を実施した。

写真撮影には、デジタル一眼レフカメラ(2420万画素)を使用した。また、レンズは人の自然な視野角に近いとされる標準レンズ焦点距離35mmを基本とし、近景については一部28mmレンズを使用した。

(ホ) 調査結果

主要な眺望景観の状況は第10.1.5-6図の上段の写真のとおりである。

(2) 予測及び評価の結果

① 土地又は工作物の存在及び供用

イ. 地形改変及び施設の存在

(イ) 環境保全措置

施設の存在による主要な眺望景観への影響を低減するため、以下の環境保全措置を講じる。

- ・眺望景観に配慮するため、「柳井市景観条例（平成23年条例第8号）」、「柳井市景観計画」（平成24年9月）に基づき、可能な限り既設発電設備と主要な建物等の基調色及びアクセント等を揃えることにより、周辺景観との調和を図る。
- ・新たに設置する新2号機発電設備については、既設発電設備の隣接地に配置し、燃料貯蔵設備や港湾設備等は既設設備を利用し、新たに設置する設備は可能な限り小規模とする。

(ロ) 予測

a. 予測地域

対象事業実施区域の周辺約5kmの範囲内とした。

b. 予測地点

予測地域内の9地点とした（第10.1.5-5図）。

c. 予測対象時期

発電設備の建物等が完成した時点とした。

d. 予測手法

フォトモンタージュ法を用いて、コンピュータ・グラフィックスにより新たに設置する設備の完成予想図を現況写真と合成し、景観の変化の程度を予測した。

e. 予測の結果

(a) 主要な眺望点及び景観資源

主要な眺望点及び景観資源への影響については、対象事業実施区域が発電所構内に限られていることから、直接的な影響はない。

(b) 主要な眺望景観

主要な眺望景観のうち、フォトモンタージュによる予測結果は、第10.1.5-6図下段のとおりである。また、各眺望景観の変化の状況は以下のとおりである。

i. 琴石山

本地点は対象事業実施区域から約3.2km北東に位置し、景観資源である瀬戸内海国立公園が眺望できる。標高545mの山頂からの視点であり、遮蔽物がないため既設建屋、燃料貯蔵設備、煙突等発電所の全容が視認される。

将来は、既設建屋の前面に新設の煙突、タービン建屋及び排熱回収ボイラーが視認されるが、景観資源である瀬戸内海国立公園への眺望に対して直接的な阻害とはならず、また、対象事業実施区域からは約3.2km離れているため視覚的な変化はほとんどない。さらに新たに建設する設備の色彩は「柳井市景観条例」、「柳井市景観計画」との整合を確保し、色彩等を既設設備や周辺環境と調和したものとすることから、施設の存在による眺望景観への影響は少ないものと予測する。

ii. 柳井茶臼山古墳

本地点は対象事業実施区域から約1.5km北北東に位置し、景観資源である瀬戸内海国立公園が眺望できる。高台からの視点であり、遮蔽物がないため既設建屋、燃料貯蔵設備、煙突等が視認される。

将来は、既設燃料貯蔵設備の前面に新設の煙突、タービン建屋及び排熱回収ボイラーが建設されるが、景観資源である瀬戸内海国立公園への眺望に対して直接的な阻害とはならず、また、既存設備に近接して設置されるため、視覚的にはまとまった建造物として視認され、視覚的な変化は比較的小さい。さらに新たに建設する設備の色彩は「柳井市景観条例」、「柳井市景観計画」との整合を確保し、色彩等を既設設備や周辺環境と調和したものとすることから、施設の存在による眺望景観への影響は少ないものと予測する。

iii. サザンセト伊保庄マリパーク

本地点は対象事業実施区域から約1.3km南に位置し、景観資源である瀬戸内海国立公園が眺望できる。前面が海のため遮蔽物はなく、発電所方向に既設煙突や燃料貯蔵設備が視認される。

将来は、既設燃料貯蔵設備に隣接して新設煙突が視認される。対象事業実施区域までは約1.3kmと近く、前面に視界を遮るものが存在しないため新設煙突の視認性は高いが、煙突の高さは80mと既設煙突に比べて低く、形状が細身で横への広がりが少ないため、大きなインパクトを与えるものではない。また、設置位置も既存設備に近接して設置されるため、視覚的にはまとまった建造物として視認され、視覚的な変化は比較的小さい。さらに新たに建設する設備の色彩は「柳井市景観条例」、「柳井市景観計画」との整合を確保し、色彩等を既設設備や周辺環境と調和したものとすることから、施設の存在による眺望景観への影響は少ないものと予測する。

iv. やない美ゆーロード

本地点は対象事業実施区域から約1.9km北東に位置し、景観資源である瀬戸内海国立公園が眺望できる。現状は、発電所方向に既設建屋や燃料貯蔵設備、煙突等が

視認されるが、遮蔽物となる樹木が存在し、発電所設備の一部が視認できない。

将来は、既設煙突、建屋及び排熱回収ボイラーの前面に新設の煙突、タービン建屋及び排熱回収ボイラーが視認されるが、景観資源である瀬戸内海国立公園への眺望に対して直接的な阻害とはならず、さらに樹木によって視界の一部が遮られるうえ、背景の既存の構造物とまとまって一体的に視認されるため視覚的な変化は小さい。さらに新たに建設する設備の色彩は「柳井市景観条例」、「柳井市景観計画」との整合を確保し、色彩等を既設設備や周辺環境と調和したものとすることから、施設の存在による眺望景観への影響は少ないものと予測する。

v. 柳井～松山航路

本地点は対象事業実施区域から東北東を航行する航路で、景観資源である瀬戸内海国立公園が眺望できる。海上からの視点のため遮蔽物はなく、発電所方向に既設煙突や建屋等が視認される。

将来は、既設建屋の前面に新設の煙突、タービン建屋及び排熱回収ボイラーが視認されるが、景観資源である瀬戸内海国立公園への眺望に対して直接的な阻害とはならない。前面が海であり視界を遮るものが存在しないため新設煙突の視認性は高いが、煙突の高さは80mと既設煙突に比べて低く、形状が細身で横への広がりがないため、大きなインパクトを与えるものではない。また、背景の既存の構造物とまとまって一体的に視認されるため視覚的な変化は少ない。さらに新たに建設する設備の色彩は「柳井市景観条例」、「柳井市景観計画」との整合を確保し、色彩等を既設設備や周辺環境と調和したものとすることから、施設の存在による眺望景観への影響は少ないものと予測する。

vi. 誓光寺山公園

本地点は対象事業実施区域から約2.3km北西に位置し、景観資源は眺望できない。現状は発電所方向に市街地が広がっており、既設煙突は視認できるが、建屋等は前面の建造物に紛れて視認しにくい。

将来は、既設建屋に隣接して新設の建屋と煙突が建設されるが、対象事業実施区域から2.3km離れているうえに前面の市街地に紛れて視認しにくいため、視覚的な変化はほとんどない。さらに新たに建設する設備の色彩は「柳井市景観条例」、「柳井市景観計画」との整合を確保し、色彩等を既設設備や周辺環境と調和したものとすることから、施設の存在による眺望景観への影響は少ないものと予測する。

vii. アデリーホシパーク（柳井ウエルネスパーク）

本地点は対象事業実施区域から約5.1km北西に位置し、景観資源は眺望できない。現状は発電所方向に市街地が広がっており、既設煙突は視認できるが、建屋等は前面の市街地に紛れて視認しにくい。

将来は、既設建屋に隣接して新設の建屋と煙突が建設されるが、対象事業実施区域から約5.1km離れているため視認しにくく、視覚的な変化はほとんどない。さら

に新たに建設する設備の色彩は「柳井市景観条例」、「柳井市景観計画」との整合を確保し、色彩等を既設設備や周辺環境と調和したものとすることから、施設の存在による眺望景観への影響は少ないものと予測する。

viii. 柳井港

本地点は対象事業実施区域から約0.9km北東に位置し、景観資源である瀬戸内海国立公園が眺望できる。現状は発電所方向に既設煙突や建屋が視認される。

将来は、既設建屋の前面に新設建屋、既設煙突の前面に新設煙突が建設されるが、景観資源である瀬戸内海国立公園への眺望に対して直接的な阻害とはならず、建屋は前景の植栽や建造物に一部が遮られるため大きなインパクトを与えるものではない。また、煙突は既存の煙突と一体的に視認されるため視覚的な変化は少ない。さらに新たに建設する設備の色彩は「柳井市景観条例」、「柳井市景観計画」との整合を確保し、色彩等を既設設備や周辺環境と調和したものとすることから、施設の存在による眺望景観への影響は少ないものと予測する。

ix. 柳井発電所構内

本地点は対象事業実施区域である発電所構内の一般開放エリアからの視点であり、景観資源は眺望できない。

現状は既設の煙突と建屋が眼前に視認される。

将来は、既設建屋の後方に新設煙突及び建屋等が建設されるが、既設建屋に視界が遮られるため視認することはできないことから、施設の存在による眺望景観への影響はないものと予測する。

第 10.1.5-6 図(1) 主要な眺望景観の現状と予測結果 (琴石山)

現 状



将 来



撮影年月日：令和6年11月5日

第 10. 1. 5-6 図(2) 主要な眺望景観の現状と予測結果 (柳井茶臼山古墳)

現 状



将 来



撮影年月日：令和7年7月22日

第 10. 1. 5-6 図 (3) 主要な眺望景観の現状と予測結果 (サザンセット伊保庄マリンパーク)

現 状



将 来



撮影年月日：令和7年7月22日

第 10. 1. 5-6 図(4) 主要な眺望景観の現状と予測結果 (やない美ゅーロード)

現 状



将 来



撮影年月日：令和7年7月22日

第 10. 1. 5-6 図(5) 主要な眺望景観の現状と予測結果 (柳井～松山航路)

現 状



将 来



撮影年月日：令和6年11月6日

第 10. 1. 5-6 図(6) 主要な眺望景観の現状と予測結果（誓光寺山公園）

現 状



将 来



撮影年月日：令和7年7月22日

第10.1.5-6図(7) 主要な眺望景観の現状と予測結果 (アデリーホシパーク (柳井ウエルネスパーク))

現 状



将 来



撮影年月日：令和7年7月22日

第 10. 1. 5-6 図(8) 主要な眺望景観の現状と予測結果 (柳井港)

現 状



将 来



撮影年月日：令和7年3月26日

第 10.1.5-6 図(9) 主要な眺望景観の現状と予測結果 (柳井発電所構内)

現 状



将 来



※新 2 号機設備は既設建屋後方に設置するため、既設建屋に視界が遮られ視認することはできない。

撮影年月日：令和 7 年 7 月 22 日

(ハ) 評価の結果

a. 環境影響の回避・低減に関する評価

施設の存在による主要な眺望景観への影響を低減するため、以下の環境保全措置を講じる。

- ・眺望景観に配慮するため、「柳井市景観条例（平成23年条例第8号）」、「柳井市景観計画」（平成24年9月）に基づき、可能な限り既設発電設備と主要な建物等の基調色及びアクセント等を揃えることにより、周辺景観との調和を図る。
- ・新たに設置する新2号機発電設備については、既設発電設備の隣接地に配置し、燃料貯蔵設備や港湾設備等は既設設備を利用し、新たに設置する設備は可能な限り小規模とする。

これらの環境保全措置を講じることにより、新たに設置する設備による主要な眺望景観の視覚的变化に対し、その影響を可能な限り低減するような配慮がされていると考えられることから、施設の存在に伴う景観への影響は実行可能な範囲で影響の低減が図られているものと評価する。

